

岐阜県公報

目次

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	二
岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例	(市 町 村 課)	七
岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	(生 活 衛 生 課)	七
岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(労 働 雇 用 課)	七
知事の給料等の臨時特例に関する条例	(人 事 課)	七
岐阜県職員給与の臨時特例に関する条例	(同)	八

本号で公布された条例のあらまし

岐阜県税条例の一部を改正する条例(条例第三二号)

一 県民税

- 1 所得税における金融所得課税の一体化に伴い、公社債等の利子所得及び譲渡所得等に対する課税について、以下の措置を講ずることとした。(附則第九条の二及び附則第一一条の二の二関係)
 - (一) 平成二八年一月一日以後に支払を受けるべき特定公社債等の利子所得について、利子割の課税対象から配当割の課税対象へと変更することとした。
 - (二) 平成二八年一月一日以後における源泉徴収選択口座内の特定公社債等の譲渡に係る譲渡所得等について、新たに株式等譲渡所得割の課税対象とすることとした。
 - (三) 特定口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡損益並びに特定公社債等の利子所得及び譲渡損益について損益通算を可能とするほか、公社債等及び株式等の譲渡所得等に対する課税について所要の措置を講ずることとした。
 - 2 東日本大震災による被災居住用家屋の敷地に係る譲渡期限の延長の特例について、当該家屋の所有者の相続人(当該家屋に居住していた者に限る。)を適用対象に加えることとした。(附則第二一条の二関係)
 - 3 法人に係る利子割を廃止するとともに、法人税割額から利子割額を控除する措置を廃止することとした。(第一八条及び第三七条の四関係)
- 二 その他
- 1 国税の見直しに合わせ、延滞金の割合に係る特例措置を見直すこととした。(附則第三条の二関係)
 - 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この条例は、一^二及び二^一は平成二六年一月一日から、一^一(三)の一部及び一^三は平成二八年一月一日から、一^一(一)及び二^一並びに一^一(三)の一部は平成二九年一月一日から施行することとした。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例(条例第三三三号)

一 「公職選挙法」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(第一条関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(条例第三三四号)

一 「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(別表第一関係)

二 この条例は、平成二五年九月一日から施行することとした。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例(条例第三三五号)

一 岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例が効力を失う日を平成二六年六月三〇日から平成二七年六月三〇日に変更することとした。(附則第二項関係)

二 この条例は、公布の日から施行することとした。

知事の給料等の臨時特例に関する条例(条例第三三六号)

一 知事の給料等の月額を次のとおり減額することとした。(本則関係)

区 分	給料の月額又は報酬の月額から減額する率
知事	一〇〇分の二〇
副知事、教育長及び常勤の監査委員	一〇〇分の一〇
公安委員会委員及び監査委員(常勤の監査委員を除く。)	一〇〇分の七・三

二 この条例は、平成二六年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第二項関係)

第二項関係)

三 この条例は、平成二五年七月一日から施行することとした。

岐阜県職員の給与の臨時特例に関する条例(条例第三三七号)

一 行政職給料表が適用される職員の給料月額を次のとおり減額することとした。(本則関係)

区 分	給料の月額から減額する率
六級以上(課長級以上)	一〇〇分の七・三
四級及び五級(課長補佐級)	一〇〇分の四・八
三級(主任級及び主査級)	一〇〇分の三・五
一級及び二級(主事級)	一〇〇分の三

二 行政職給料表以外の給料表が適用される職員の給料月額についても、行政職の例に準じて減額することとした。(本則関係)

三 管理職手当の月額について、当該月額に一〇〇分の一〇を乗じて得た額を減額することとした。(本則関係)

四 この条例は、平成二六年三月三十一日限り、その効力を失うこととした。(附則第三項関係)

五 この条例は、平成二五年七月一日から施行することとした。

条 例

岐阜県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十二号

岐阜県税条例の一部を改正する条例

第一条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第四項第二号及び第三号中「事項」の下に、「第十五条の規定による督促を除く。」を加え、同条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に次の一項を加える。

7 知事は、法第十七条に規定する過誤納金その他の還付すべき徴収金（以下この項において「過誤納金等」という。）の還付を受けるべき者が納付し、又は納入すべきこととなつた徴収金（以下この項において「未納金」という。）の徴収に関する事項（前各項の規定により当該未納金の徴収に関する事項を委任された県税事務所長又は自動車税事務所長が当該過誤納金等の額の範囲内で指定する部分に限る。）及び当該過誤納金等の当該未納金への充当に関する事項については、前各項の規定にかかわらず、当該充当に係る過誤納金等を還付すべき県税事務所長又は自動車税事務所長に委任する。

第七条第二項第一号中「利子等」を「法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等（以下「利子等」という。）に、「特定配当等」を「法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（以下「特定配当等」という。）に改める。

第十八条第一項第五号中「受ける者」を「受ける個人」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡対価等（以下「特定株式等譲渡対価等」という。）の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有するもの
第十八条第四項中「公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）を「法第二十四条第五項に規定する公益法人等（法附則第四十一条第五項の規定の適用を受けるものを含む。）」に改める。

第二十二條第四号中「租税特別措置法」の下に「（昭和三十一年法律第二十六号）」を加える。

第二十七條第一項中「特定非営利活動促進法」の下に「（平成十年法律第七号）」を加える。

第三十七條の四を次のように改める。

第三十七條の四 削除

第三十七條の十二中「第八条の三第二項」を「第三条の三第四項第二号に規定する

国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第八条の三第四項第二号に、「又は」を「若しくは」に改め、「（以下この項において「又は同法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）」を加える。

第三十七條の十三中「又は租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を「上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に、「又は上場株式等の配当等」を「上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額」に改める。

第三十七條の十四第二項を削る。

第三十七條の十七中「選択口座が」を「租税特別措置法第三十七條の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座が」に、「租税特別措置法」を「同法」に、「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に、「当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額」及び「譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

第三十七條の十八中「当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済により特定株式等譲渡所得金額が生じたときは、当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額」を「特定株式等譲渡対価等」に改める。

附則第三条の二中「第十四条及び第十四条の二」を「及び第十四条」に改め、「延滞金の」の下に「年十四・六パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の十一月三十日を経過する時における日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年四パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第九十三条第二項の規定により告示された割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に改め、「その年」の下に「（以下この条において「特別基準割合適用年」という。）」を加え、「当該特別基準割合（当該特別基準割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を「年十四・六パーセントの割合にあつては当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年七・三パーセントの割合を加算した割合とし、年七・三パーセントの割合にあつては当該特別基準割合に年一パーセ

ントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合には、年七・三パーセントの割合)に改め、同条に次の一項を加える。

2 当分の間、第十四条の二に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第三条の二の二中「前条」を「前条第二項」に改め、「日本銀行法」の下に「(平成九年法律第八十九号)」を加える。

附則第四条第一項中「第九項」を「第十項」に改める。

附則第八条第二項中「第九十三条第四項」を「第九十三条第五項」に改める。

附則第九条の二の見出し中「配当所得」を「配当所得等」に改め、同条第一項中「において、当該上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税について当該上場株式等の配当等に係る配当所得につきこの項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する申告書を提出したとき」を削り、「配当所得については、第十九条」を「利子所得及び配当所得については、第十九条」に、「配当所得の金額(以下)を「利子所得の金額及び配当所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下)に、「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額」に、「課税配当所得」を「課税配当所得等」に、「法附則第三十三條の二第三項第三号」を「次項の規定により適用される法附則第三十三條の二第三項第三号」に改める。

附則第十一条の二の見出し中「株式等」を「一般株式等」に改め、同条第一項中「株式等」を「一般株式等」に改め、「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けな

いものを除く。)を除外して算定するものとする。」を削り、「される」の下に「法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される」を加え、同条第二項中「第五項」を「第四項」に改める。

附則第十一条の二の二第一項中「第三十七条の十の二第一項」を「第三十七条の十の二第二項」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「特定管理株式」を「特定管理株式等」に、「又は同項」を「同項」に、「が株式」を「又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が

株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債」に、「同条第一項各号」を「同法第三十七条の十一の二第一項各号」に、「特定管理株式又は特定保有株式の譲渡(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二十八条第八項第三号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)」を「特定管理株式等、特定保有株式又は特定口座内公社債の譲渡」に、「附則第十八条の二第一項に規定する」を「で定める」に、「当該特定管理株式又は特定保有株式の譲渡を」を「法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡を」に、「及び前条」を「前条及び法附則第三十五条の二の六第一項から第十項まで」に改め、同条第二項中「第三十七条の十の二第二項」を「第三十七条の十一の二第二項」に、「附則第十一条の四第一項」を「次条第一項」に、「特定管理株式等」に、「これに類するものとして施行令附則第十八条の二第二項に規定するものを含む」を「同法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう」に、「附則第十八条の二第三項に規定する」を「で定める」に、「附則第十一条の六第一項」を「附則第十一条の六」に改め、同条第三項中「附則第三十五条の二の二第三項」を「附則第三十五条の二の三第三項」に改め、同条を附則第十一条の三とし、附則第十一条の二の次に次の一条を加える。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)

第十一条の二の二 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第十九条及び第二十一条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けな

いものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等」に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により適用される法附則第三十五条の二の二第四項において準用する法附則第三十五条の二第四項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)(の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額

の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用については、法附則第三十五条の二の第二項から第四項までに定めるところによる。

附則第十一条の四第一項中「同条第二項」を「同法第三十七条の十一の第二項」に改める。

附則第十一条の五第一項中「この条」を「この項」に、「配当所得の金額と当該」を「利子所得の金額及び配当所得の金額と当該」に改め、「以外の」の下に「利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等をいう。）及び」を、「に係る」の下に「利子所得の金額及び」を加え、同条第二項中「以下この項において「源泉徴収選択口座」という。」を削り、「源泉徴収選択口座内配当等」を「同法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等」に改める。

附則第十一条の六第一項中「の株式会社等」を「の上場株式会社等」に改め、「ものを削り、同条第二項中「上場株式会社等（同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式会社等をいう。）を「株式会社等」に改める。

附則第二十一条の二の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第一項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。）第十一条の六第一項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第十一条の四第六項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第十条、附則第十条の二、附則第十条の三又は附則第十条の規定を適用する。

附則第十条 第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平
-----------	----------	--

附則第十条の二第三項	法附則第三十四条の二第三項	法附則第四十四条の二第一項の規定により読み替へて適用される法附則第三十四条の二第三項	成二十三年法律第二十九号（第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）
附則第十条の三第一項	租税特別措置法第三十一条の三	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項	
附則第十一条第一項	第三十五条第一項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の六第一項の規定により適用される場合を含む。）	
同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項		

附則第二十一条の二第二項中「前項の規定は、同項」を「前二項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによつてその居住の用に供することができなくなつた県民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第十一条の六第二項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第二項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちその居住の用に供することができなくなつた時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として施行令附則第二十七条の二第二項に規定する日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等

を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第十條、附則第十條の二、附則第十條の三又は附則第十一條の規定を適用する。

第二條 岐阜県税条例の一部を次のように改正する。

第三十七條の十二中「又は同法」を「同法」に改め、「の配当等という。」「の下に」又は同法第四十一條の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額（次条において「償還金に係る差益金額」という。）」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中岐阜県税条例第二条の二第四項第二号及び第三号の改正規定、同条中第十項を第十一項とし、第七項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、第六項の次に一項を加える改正規定、同条例第十八條第四項及び第二十七條第一項の改正規定、同条例第三十七條の十二の改正規定（「という。」「の下に」又は同法第九條の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）」を加える部分に限る。）並びに同条例第三十七條の十七の改正規定（「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分に限る。） 公布の日

- 二 第一条中岐阜県税条例附則第三条の二、第三条の二の二、第四条第一項、第八条第二項及び第二十一條の二の改正規定並びに附則第二項、第三項及び第五項の規定 平成二十六年一月一日

- 三 第一条中岐阜県税条例附則第十一条の二の二の改正規定（「附則第十一条の六第一項」を「附則第十一条の六」に改める部分に限る。）及び同条例附則第十一条の六第二項の改正規定並びに附則第四項の規定 平成二十七年一月一日

- 四 第一条中岐阜県税条例第七條第二項第一号、第十八條第一項第五号及び第七号、第二十二條第四号並びに第三十七條の四の改正規定、同条例第三十七條の十二の改正規定（「という。」「の下に」又は同法第九條の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次条において「上場株式等の配当等」という。）」を加える部分を除く。）、同条例第三十七條の十三の改正規定、同条例第三十七條の十四第二項を削る改正規定、同条例第三十七條の十七の改正規定（「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分を除く。）並びに同条例第三十七條の十八及び附則第十一条の五第二項の改正規定並びに第二條及び附則第六項から第八項までの規定 平成二十八年一月一日

五 第一条中岐阜県税条例附則第九條の二及び第十一條の二の改正規定、同条例附則第十一條の三を削る改正規定、同条例附則第十一條の二の二の改正規定（「附則第十一條の六第一項」を「附則第十一條の六」に改める部分を除く。）、同条例附則第十一條の二の二を同条例附則第十一條の三とし、同条例附則第十一條の二の次に一項を加える改正規定並びに同条例附則第十一條の四第一項、第十一條の五第一項及び第十一條の六第一項の改正規定並びに附則第九項の規定 平成二十九年一月一日（延滞金に関する経過措置）

- 2 第一条の規定による改正後の岐阜県税条例（以下「新条例」という。） 附則第三条の二の規定は、延滞金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第四条第一項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。（県民税に関する経過措置）

- 4 新条例附則第十一條の六第二項の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。
- 5 新条例附則第二十一條の二第二項の規定は、県民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

- 6 附則第一項第四号に掲げる規定による改正後の岐阜県税条例（次項及び附則第八項において「二十八年新条例」という。）の規定中二十八年新条例第七條第二項第一号に規定する利子等に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の岐阜県税条例（次項及び附則第八項において「二十八新旧条例」という。）第七條第二項第一号に規定する利子等については、なお従前の例による。
- 7 二十八年新条例の規定中二十八年新条例第七條第二項第一号に規定する特定配当等に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき二十八新旧条例第七條第二項第一号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

- 8 二十八年新条例の規定中特定株式等譲渡所得金額に係る県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に行われる租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）

第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前に行われた二十八年旧条例第十八条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。

9 附則第一項第五号に掲げる規定による改正後の岐阜県条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十三号

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県議会議員及び岐阜県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成六年岐阜県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百三十三条第一項第四号の二」を「第四百三十三条第一項第四号の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十四号

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第十九号）の一部を次

のように改正する。

別表第一三十四の表八の項中「動物取扱業」を「第一種動物取扱業」に、「動物取扱業登録再交付手数料」を「第一種動物取扱業登録再交付手数料」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十五号

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

岐阜県緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年岐阜県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十六年六月三十日」を「平成二十七年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の給料等の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十六号

知事の給料等の臨時特例に関する条例

（知事及び副知事の給料の特例）

第一条 知事及び副知事の給料の月額は、知事及び副知事の給与に関する条例（昭和二十四年岐阜県条例第十八号）第一条各項の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一項に掲げる額から当該額に百分の二十を乗じて得た額を減じた額、副知事にあつては同条第二項に掲げる額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。た

だし、知事及び副知事の期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、それぞれ同条各項に規定する額とする。

(教育長の給料の特例)

第二条 教育長の給料の月額は、岐阜県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(平成十一年岐阜県条例第三十八号)第二条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

(常勤の監査委員の給料の特例)

第三条 常勤の監査委員の給料の月額は、岐阜県各種委員等給与条例(昭和二十三年岐阜県条例第四十八号)第五条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に百分の十を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同条に規定する額とする。

(執行機関である委員会の委員及び監査委員の報酬の月額の特例)

第四条 執行機関である委員会の委員(報酬の額が月額で定められている者に限る。)及び監査委員(常勤の者を除く。)の報酬の月額は、岐阜県各種委員等給与条例第二条の規定にかかわらず、同条例別表に規定する額から当該額に百分の七・三を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

岐阜県職員の給与の臨時特例に関する条例をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県条例第三十七号

岐阜県職員の給与の臨時特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、この条例の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十三年岐阜県条例第二十九号。以下「給与条例」という。)、岐阜県職員の育児休業等に関する条例(平成四年岐阜県条例第四号。以下「育児休業条例」という。)、岐阜県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十二年岐阜県条例第四十八号。以下「任期付研究員条例」という。)、岐阜県一般職の任期付職員採用等に関する条例(平成十四年岐阜県条例第三十八号。以下「任期付職員条例」という。)、その他の給与に関する条例(以下「給与条例等」と総称する。)に基づいて支給する給与の額を減ずるため、給与の特例を定めるものとする。

(職員の給与の特例)

第二条 特例期間における給与条例等の適用を受ける職員(給与条例第二十七条第一項の常勤を要しない職員を除く。以下「給料表適用職員」という。)(の給料月額(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例(平成十八年岐阜県条例第六号。以下「平成十八年改正条例」という。)(附則第七項から第九項までの規定の適用を受ける職員にあつては、当該給料月額に同項の規定による給料の額(以下「差額支給額」という。))を加算した額をいう。以下同じ。))は、給与条例第四条、第六条及び第六条の二の規定、育児休業条例第十八条から第二十一条までの規定、任期付研究員条例第五条(第四項を除く。)(の規定、任期付職員条例第四条(第四項を除く。)(の規定並びに平成十八年改正条例附則第七項から第九項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額(以下「基礎給料月額」という。))から、当該基礎給料月額に、当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級又は号給の区分にそれぞれ同表の下欄に定める割合(以下「減額率」という。))を乗じて得た額(当該額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

給料表		職務の級又は号給	割合
行政職給料表			
1	一級及び二級	百分の三	
2	三級	百分の三・五	
3	四級及び五級	百分の四・八	
4	六級から九級まで	百分の七・三	

二 減額率が百分の四・八である職務の級又は号給（公安職給料表、教育職給料表（一）、教育職給料表（三）及び医療職給料表（一）を除く。）の適用を受ける職員のうち役職加算割合が百分の五であるものにあつては、この表中「百分の四・八」とあるのは、「百分の三・五」とする。

三 減額率が百分の四・八である職務の級又は号給（教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）を除く。）の適用を受ける職員のうち給与条例第十条第一項の規定による管理職手当（これに相当する給与を含む。以下単に「管理職手当」という。）が支給される職を占めるものにあつては、この表中「百分の四・八」とあるのは、「百分の七・三」とする。

四 減額率が百分の七・三である職務の級又は号給（教育職給料表（一）（六級に限る。）、任期付研究員条例第五条第一項第一号の給料表及び任期付職員条例第四条第一項の給料表を除く。）の適用を受ける職員のうち管理職手当が支給される職を占める職員以外のものにあつては、この表中「百分の七・三」とあるのは、「百分の四・八」とする。

- 2 特例期間における管理職手当の月額は、給与条例等の規定にかかわらず、給与条例等の規定による管理職手当の月額（以下「基礎管理職手当月額」という。）から、当該基礎管理職手当月額に百分の十を乗じて得た額に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。
- 3 前二項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る次に掲げる額の算出の基礎となる給料月額及び管理職手当の月額は、それぞれ基礎給料月額及び基礎管理職手当月額とする。
 - 一 手当（給与条例第十二条の二、第十二条の三、第二十条の三から第二十条の六まで、第二十二條の二から第二十二條の四まで、第二十三条及び第二十五条に規定するものに限る。）の額
 - 二 給与条例第九条に規定する給料の調整額
 - 三 給与条例第十七条に規定する勤務一時間当たりの給与額（給与条例第十三条又は第二十八条の三の規定の適用を受ける場合を除く。）
 - 四 岐阜県教育職員の給与その他の勤務条件の特例に関する条例（昭和四十六年岐阜県条例第三十七号）第三条第一項の教職調整額
- 4 第一項の規定にかかわらず、給料表適用職員に係る岐阜県職員退職手当条例（昭和二十八年岐阜県条例第四十一号）の規定による退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、基礎給料月額（差額支給額を除く。）とする。

附 則

- 1 (施行期日)
この条例は、平成二十五年七月一日から施行する。
- 2 (岐阜県職員の給与の特例に関する条例の廃止)
岐阜県職員の給与の特例に関する条例（平成二十一年岐阜県条例第四十二号）は、廃止する。
- 3 (この条例の失効)
この条例は、平成二十六年三月三十一日限り、その効力を失う。

平成二十五年六月二十八日発行

発行者
岐 阜 県

岐阜市数田南二丁目一番一
発行所
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりんとびあ十三
岐 阜 文 芸 社